

農家の皆さんへ

ともに宮城の農業の明日へ
～10年後への備え、今、考えよう～

今、宮城の農村では、長い間県民の食を支えてきた方々が、あとに続く方に道を譲ろうとしています。しかし譲る相手がいない等の理由で農地を有効に利用できるか危惧される地域が増えつつあります。

一方で、もっと多くの農産物を生産するため農地を広げたいという農業経営者がいますが、分散した農地では効率が上がらない等の悩みがあります。農業生産の場である「農地」をうまくリレーすることが必要です。

地域にしっかりとした農業経営者がいて、一線を退いた農家もその経験や知恵を活かして、技術の伝承や共同作業等で役割を果たしていく、そのような姿が求められています。

そうした地域農業づくりで必要となるのが、農地をうまくまとめて利用できるようにしていくことです。

それが「農地中間管理事業」で、県が主体となり市町村や農委、農協が連携、協力して平成26年4月から全国でスタートしています。その実務を担うのが農地中間管理機構で、宮城県では「公益社団法人みやぎ農業振興公社」です。

貸したい農地を「農地中間管理機構」の貸付希望者リストに登録していただき、借受希望者リストに基づいて結びつけ、まとまった農地として機構が転貸するしくみです。それぞれ、相手探しをしなくて済みます。また、賃料も機構とのやりとりだけになる等のメリットがあります。

農地を貸したい人、借りたい人の間に入って、まとまった農地利用にすることで、借り手の農業経営を効率化し、カバーできる農地を増やして耕作放棄地の解消にもつなげていこうとするものです。

これは、平成26年から10年間の事業期間としてスタートしていますが、10年間の余裕があるということではありません。借り受ける農地は分散していますので、これを団地化する再配分に時間を要するからであって、今、始めても10年の時間を要するだろうということです。何よりも、担い手の高齢化など地域の実情を考えれば、少しでも早く行動していく必要があります。事業実施が早いほど厚くなる奨励措置も付帯しています。

今年の前半は、関係者挙げて事業のしくみの理解や実務の進め方をまとめる作業をして参りました。

いよいよ稲刈りも終了し、来年の転作や稲作の検討の時期でもありますので、自分の農地も含めて地域の将来を考えていただき、農地中間管理事業を活用していただくことを県下一斉に推進しております。

どうか、農地をお持ちの皆様それぞれが、将来はこうしたい、ということに向かってお考えいただきますようお願い申し上げます。

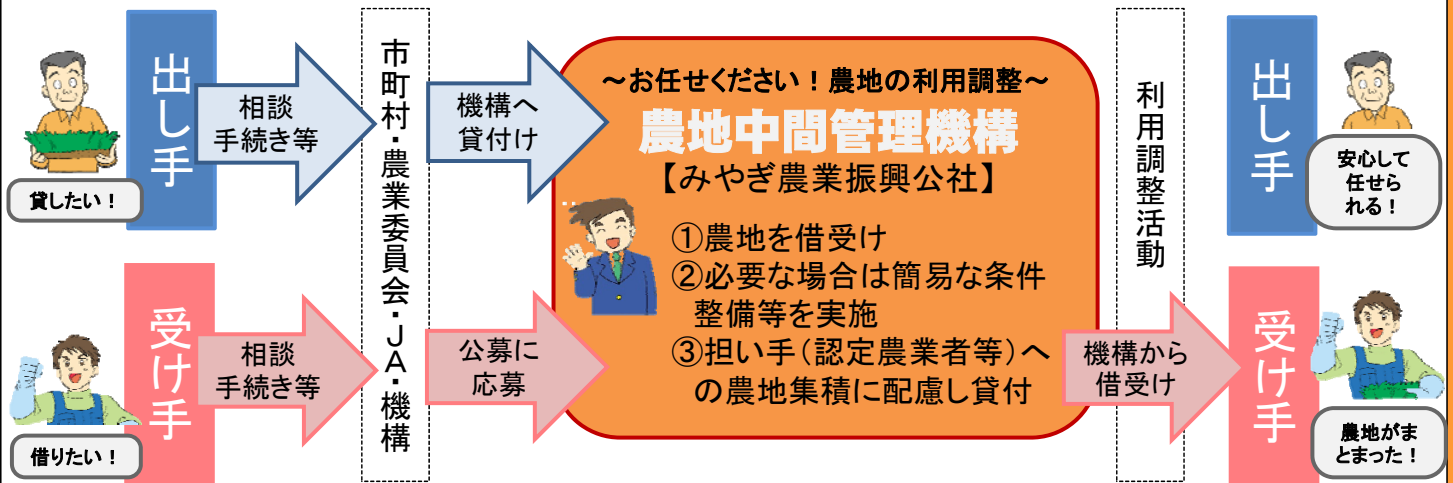
平成26年11月

宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社) 理事長

農地の貸し借りの新しい仕組み！

「農地中間管理事業」で農地の貸借を応援！

1. 農地中間管理事業の流れ



2. 農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）とは・・・



賃貸事業（農地中間管理事業）を主体に農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図り、その実現を目指して事業を行う法人です。

3. 農地中間管理事業の活用条件

① 出し手

- ・リタイアする農業者
- ・農地の交換を希望する担い手等



② 受け手

- ・認定農業者
- ・中心経営体等



★【農地を貸したい場合】

- 「農用地等貸付申込書」を市町村又はJAの担当窓口へ提出してください。
- 農地をリスト化登録し、「借受希望者」とのマッチング後に、公社が借り受けるための手続きを行います。

★【農地を借りたい場合】

- 公社が行う「借受希望者の募集」（公社のホームページにも掲載）に必ず応募いただく必要があります。
- 公社がリスト化した農地との利用調整後に、借受希望者に農地を貸し付けるための手続きを行います。

4. 機構への農地の出し手等に対する支援（機構集積協力金）

① 地域に対する支援 「地域集積協力金」

最大：3.6万円/10a（4万円/10a）
※上記はH27年度までの特別単価
※括弧は津波被災市町の単価

② 経営転換・リタイア する場合の支援 「経営転換協力金」

※最大：70万円/戸

③ 集積・集約に協力 する場合の支援 「耕作者集積協力金」

2万円/10a
※上記はH27年度までの特別単価



★この資料に関するお問い合わせは・・・みやぎ農業振興公社へ TEL 022-275-9192